

枚方市花と緑のまちづくり事業について(概要)

1. 趣旨

都市の中のみどりは、自然環境・景観の形成、レクリエーションや防災及びヒートアイランド現象の緩和機能など、市民生活にとって欠かせない機能を備えています。

本市では、市民参加を促進し、市民が主体となるまちなかの緑化活動を機動的に支援していくため、平成 25 年 12 月に「花と緑のまちづくり基金」を設立しました。

「花と緑のまちづくり事業」では、この基金を活用し、これまでの公園や民有地等の緑化活動への支援制度をさらに拡充することで、多様化する市民の緑化ニーズに対応するとともに、まちなかの緑化活動を推進し、花と緑に彩られた潤いのあるまちを目指すものです。

2. 事業の概要

【花と緑の拠点づくり事業】

- ◆目的：花と緑を通じて地域交流の場となる拠点づくりを進める
- ◆支援内容：①地域コミュニティ拠点づくり事業
小規模公園や広場等の二次整備を行う地域コミュニティ拠点づくり
- ②広場づくり事業
公開性のある民有地や公共未利用地で、新たに花や緑を整備するためのポケットパーク的な広場づくり。
- ◆支援対象者：市内在住の 5 人以上で構成された市民グループなどの団体、自治会、市内に事業所を有する法人など。
- ◆対象経費例：植栽基盤造成、樹木植栽、植マス設置、自動灌水整備施設、花壇等の造成、休憩所(四阿)、パーゴラ、固定ベンチ・テーブル、フェンス、給水施設の工事等
- ◆支援上限率：1 拠点 300 万円以下(事業費総額 50 万以上)
- ◆支援率：100%
- ◆支援イメージ



【施設緑化事業】

◆目的: まちなかの身近な緑を増やす

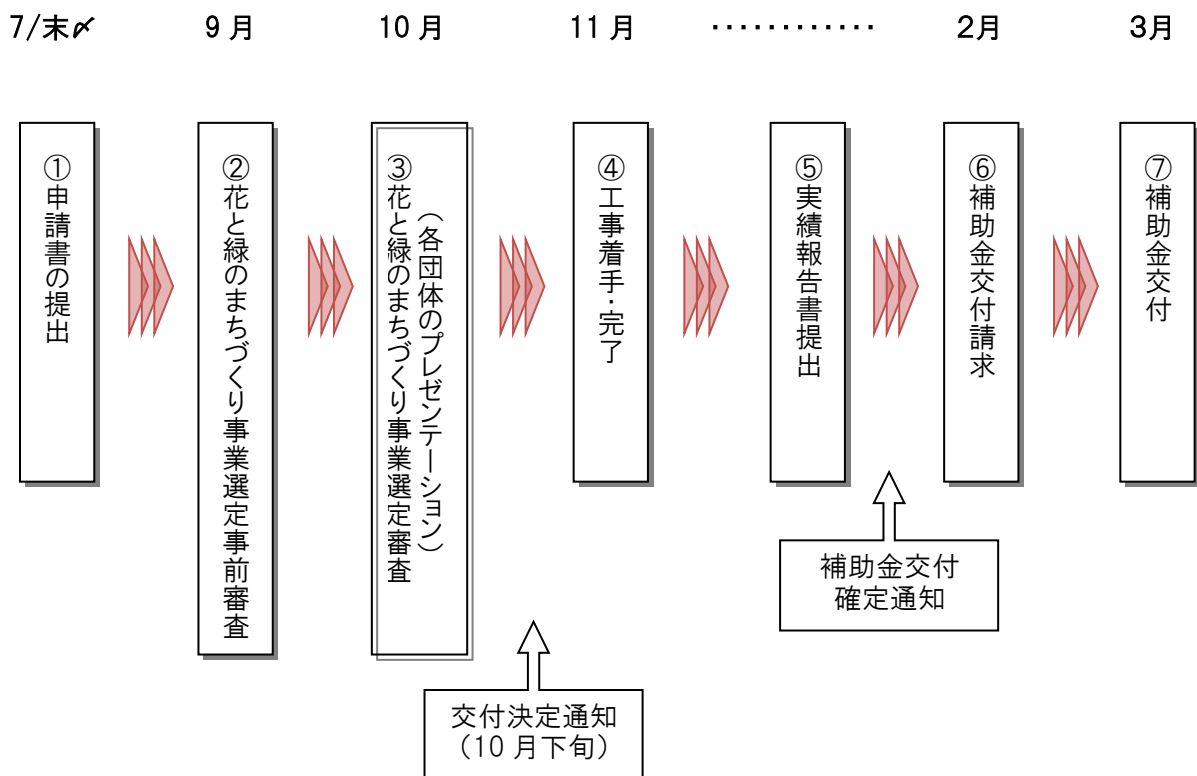
◆支援内容及び支援上限: 下表のとおり

①花壇整備	緑化面積×1.5万円/㎡と20万円の少ない額
②駐車場緑化	緑化面積×1万円/㎡と20万円の少ない額
③壁面緑化	
④屋上緑化	緑化面積×2万円/㎡と30万円の少ない額
⑤生垣緑化	新築; 緑化延長×5千円/mと10万円の少ない額 改築; 緑化延長×1万円/mと20万円の少ない額
⑥オープンガーデン	整備面積×1.5万円/㎡と25万円の少ない額

◆支援対象者: 市内在住の個人、団体、自治会、市内に事業所を有する法人など。

◆支援率: 総事業費の1/2以内

3. 全体スケジュール



4. 事業の詳細(参考)

(1)花と緑の拠点づくり事業

概要

科目	内 容
対 象	市内在住の5人以上で構成された市民グループなどの団体、自治会、市内に事業所を有する法人等
対 象 地	公園、ちびっこ広場、民有地、公共未利用地等
所 有 権	設置した施設の所有権は設置者
管 理 者	設置した施設の管理者は設置者
補助対象 内 容	当該事業に係る費用の総額が50万円以上で下記の事業 植栽基盤造成、樹木植栽、生垣づくり、植マス設置、人工地盤での自動灌水整備施設、花壇等の造成(伐開、客土、土壌改良、耕耘等)、園路、スロープの造成又は改修、休憩所(四阿)、パーゴラ、固定ベンチ・テーブル、フェンス、ファサード緑化又は壁面緑化、給水・排水整備施設、配電等の設置工事、温室の設置に係る工事等(ただし、花壇等の植物資材費は当初設置の場合に限り対象経費内とする。)
補 助 率	ハード事業の100%で限度額は300万円
補助対象 外 費 目	企画費、調査費、設計管理費、什器・備品購入費、リース費、事務所経費、土地建物購入費、飲食費

各事業概要

各事業	補助対象となる内容
①地域コミュニティ 拠点づくり事業	小規模公園やちびっこ広場等で行政が通常整備しない内容の2次整備や同じ目的を市民が集える場所となる地域コミュニティの拠点となる様な休憩所、パーゴラ、ベンチ、給水施設の整備工事の支援
②広場づくり事業	公開性のある民有地や道路残地など公共未利用地で、新たに花や緑を整備するためのポケットパーク的な広場づくりの支援 市民団体等が主体となって維持管理していく、休憩施設等の交流拠点を新設する広場づくり支援

※補助事業により当該事業を実施した旨の表示板を事業施行箇所に設置が必要となります。

※土地所有者と施設設置者が異なる場合は土地利用の契約書等が必要です。(公共用地の場合で法令等の許可が必要な場合は許可書の写し添付、公園等の場合は占用許可及び施設設置許可も必要です。)

※市内在住の5人以上で構成された市民グループなどの団体であることを証する書類が必要です。

※ボランティア団体やNPO法人で団体の規約のある場合は提出が必要となります。

※補助金を受けられ整備した施設や植栽等の適正な維持管理を5年以上継続していただく必要があります。

(2) 施設緑化事業

概要

科目	内 容
対 象	市内在住の個人、団体、自治会、市内に事業所を有する法人等
対 象 地	市内の個人地、法人用地等
所 有 権	設置した施設の所有権は設置者
管 理 者	設置した施設の管理者は設置者
補助対象 内 容	各事業の整備に要する費用等 (ただし、花壇等の植物資材費は当初設置の場合に限り対象経費内とする。)
補 助 率	ハード事業の 1/2 で限度額は 20～30 万円
補助対象 外 費 目	企画費、調査費、設計管理費、什器・備品購入費、リース費、事務所経費、土地建物購入費、飲食費

各事業概要

各事業	補助対象となる内容	補助金の限度額
①花壇整備	敷き際の間口に花壇を新設する場合で、緑化面積が 1㎡以上(プランターを使用する場合にあっては、使用するプランターの容積が 100ℓ以上であるものに限る。)である整備に要する費用の2分の1	緑化面積(㎡)に1万5千円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額
②駐車場緑化	新設、既存の駐車場を緑化する場合で、緑化面積が駐車場の面積の50%以上(駐車場の面積が10㎡以上であるものに限る。)である整備に要する費用の2分の1	緑化面積(㎡)に1万円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額
③壁面緑化	道路に面する眺望できる場所のフェンス、塀、建築物に設けられる壁面の緑化する場合(ファサード緑化含む)で、緑化面積が 10㎡以上(1m当たり3本以上の多年生植物を植栽するもの限り、プランターを使用する場合にあっては、使用するプランターの容積が 100ℓ以上であるものに限る。)である整備に要する費用の2分の1	緑化面積(㎡)に1万円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額
④屋上緑化	建築物の屋上に設けられる緑化する場合で、緑化面積が 3㎡以上(基盤の厚さが5センチメートル以上で多年生植物を植栽するもの限り、プランターを使用する場合にあっては、使用するプランターの容積が 100ℓ以上であるものに限る。)整備に要する費用の2分の1	緑化面積(㎡)に2万円を乗じて得た額と30万円のいずれか少ない額
⑤生垣緑化	道路に面して生垣を新設する場合で、一般の通行の用に供している道路に接する延長が2m以上(1m当たり3本以上の樹木を植栽し、その高さが1m以上であるものに限る。)である整備に要する費用(ただし枚方市危険ブロック塀等除却補助金の交付の対象となった費用を除く。)の2分の1	(1)フェンス・塀が無い場合は生垣の延長(m)に5千円を乗じて得た額と10万円のいずれか少ない額 (2)フェンス・塀を撤去する場合は生垣の延長(m)に8千円を乗じて得た額と16万円のいずれか少ない額
⑥オープンガーデン	解放された面積が 25㎡以上である民有地等の緑化に要する費用(緑を鑑賞するための施設の整備に要する費用を含む)の2分の1	整備面積(㎡)に1.5万円を乗じて得た額と25万円のいずれか少ない額